

平成 27 年 3 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 代表取締役社長 伊 藤 貴 俊
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 常務取締役 中 西 稔
電 話 06-6223-8055

役員向け株式給付信託導入の詳細決定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 13 日付にて、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を決議し、本日開催の第 20 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において取締役報酬として決議されましたが、その詳細について決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

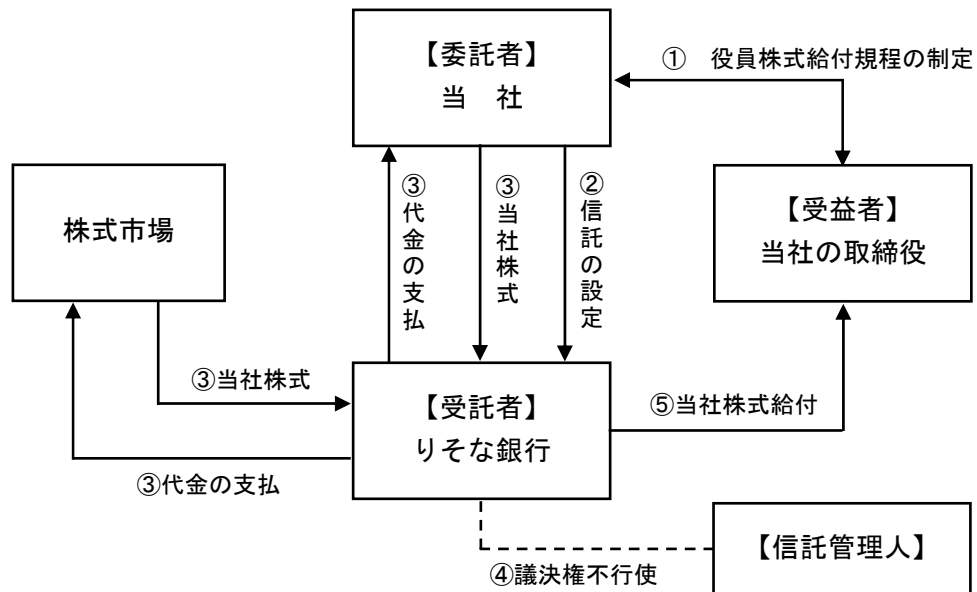
1. 本制度の概要

- (1) 名称 : 役員向け株式給付信託
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 株式会社りそな銀行
- (4) 受益者 : 取締役（社外取締役を除く。）のうち、所定の要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- (6) 本信託の締結日 : 平成 27 年 4 月 1 日（予定）
- (7) 金銭を信託する日 : 平成 27 年 4 月 1 日（予定）
- (8) 信託の期間 : 平成 27 年 4 月 1 日（予定）から本信託が終了するまで

2. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 240,000,000 円（上限）
- (3) 株式の取得方法 : 証券取引所市場（ToSTNeT を含む）より取得
- (4) 株式の取得期間 : 平成 27 年 4 月 1 日（予定）～平成 27 年 6 月 23 日（予定）

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は本制度の導入に関して当社株主総会において役員報酬の承認決議を得て、当社株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内で、取締役会において役員報酬に係る役員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本制度の対象者である取締役を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。
- ③ 本信託は、上記②で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式の処分）又は株式市場から取得します。
- ④ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑤ 信託期間中、上記①の役員株式給付規程の定めにより、対象者の役職及び業績達成度に応じて、対象者にポイントが付与されます。取締役の退任時等、役員株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした取締役等に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

以上